

# 税の申告受付

(土・日曜日、祝日を除く)

## 始まります



市・道民税の申告、  
所得税の確定申告、  
に必要なもの

本人確認書類  
を忘れずに！



- ◆本人確認書類
- ◆印鑑
- ◆平成28年1月から12月までの収入や必要経費が分かる書類
- 給与収入や年金収入がある方：源泉徴収票（原本）
- 営業収入や不動産収入などがある方：収入と経費がわかる帳簿、領収書、収支内訳書など
- ◆各種控除の証明書（医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料（旧長期損害保険料を含む）の控除証明書）、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ※申告時間短縮のため、医療費などの領収書は、事前に各自で集計しておいてください。
- ◆所得税の還付申告をする場合は、振込先口座番号が分かるもの

**要介護認定者の障害者控除**

障害者手帳などの交付を受けていない方でも、介護保険法の要介護認定者で、平成28年12月31日現在の状態が、一定の基準に該当する方は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。

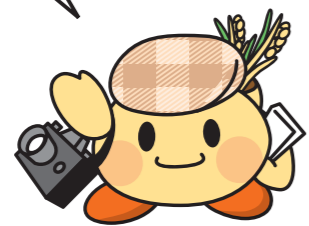
※要介護認定者が、必ずしも控除の対象になるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先  
市高齢介護課介護保険グループ

### 市・道民税の申告

問合せ先 市税務課市民税グループ  
**申告が必要な方**

いま一度、申告  
が必要なのか確認  
しましょう！



- ◆平成29年1月1日現在、市内に住所があり、平成28年中に給与、年金、家賃などの収入があった方（年金収入のみの場合、65歳未満は102万円超、65歳以上は152万円超）
- ◆非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみの方や所得のない方（次のいずれかに該当する方）

今年から、申告書は全てマイナンバーの記載が必要です！



### 本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は  
●マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
<<本人のマイナンバーを確認できる書類>> 次のうち1点 ●通知カード ●マイナンバーの記載がある住民票の写し、または住民票記載事項証明書 など	<<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>> 次のうち1点 ●運転免許証 ●在留カード ●パスポート ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 など

- ▶申告者本人のほかに、控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者がいる場合は、全員の番号確認書類をお持ちください
- ▶代理人が申告する場合は、申告者の番号確認書類のほかに、委任状と代理人の身元確認書類が必要です

ただし、次の方は  
申告の必要がありません



- 市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
- 市の介護保険の65歳以上の被保険者
- 国民年金保険料の免除申請をしている
- 所得証明や課税証明を必要とする
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・道民税の申告は必要です。

### 申告会場と受付日時

- コミュニティプラザ（有明町南1）  
2月16日（休）から28日（火）  
午前9時30分から午後4時
- コミュニティプラザの申告期間中、市役所本庁では申告を受け付けるできません。
- ※コミュニティプラザに隣接するコミュニティ西駐車場は、30分を超える駐車は有料です。できるだけ、公共交通機関をご利用ください。
- 市役所本庁  
3月1日（水）から15日（水）  
午前9時から午後5時
- ※他会場での受付日程は、広報いわみざわ1月号の折込チラシをご覧ください。

○申告がない場合、所得・課税証明書を発行できないことや、市の国民健康保険料、介護保険料などの軽減を受けられないことがあります

○高齢や障がいがあり、期間中、申告会場に来ることが困難な方は、郵送で申告書を提出することもできます。詳しくはお問い合わせください

# 所得税の確定申告

問合先 岩見沢税務署

☎ 22局 0810

## 申告が必要な方

- ◆ 事業をしている方や不動産収入のある方
  - ◆ 一定の金額を超える公的年金、満期保険金などのある方
  - ◆ 給与所得者で次に該当する方
    - 給与の年間収入が2千万円を超えている
    - 2カ所以上から給与を受けている
    - 給与所得以外の所得が20万円を超えている
- ※このほかにも申告が必要な場合があります。ありますので、お問い合わせください。

## 申告会場と受付日時

- 岩見沢税務署（2東4）
- 2月16日(木)から3月15日(水)
- 午前9時から午後5時

## 還付申告で所得税が戻る!?

○確定申告をする必要のない方も、次のような場合、還付申告をすると源泉徴収された所得税が戻ることがあります

- ローンにより住宅を取得した場合
- 医療費を一定額以上支払った場合
- 年の途中で退職し、再就職していないなど

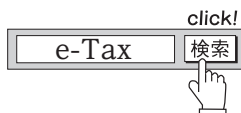
わからないことは  
相談しよう!



## 税理士会による無料還付申告相談

日時 2月18日(土)  
午前10時～午後3時  
会場 まなみーる市民会館（9西4）  
対象 給与所得者、年金受給者などで医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方や年末調整をしていない方  
問合先 北海道税理士会岩見沢支部  
（4西9 佐藤彰一税理士事務所内）  
☎ 22局 4353

かんたん便利な  
e-Tax の利用を



自宅のパソコンから  
確定申告が簡単に  
できます

## 申告書は自分で作成してお早めに!

- 申告期限間近になると、大変混雑します。申告書は「前年の申告書控」や「確定申告の手引き」などを参考に作成し、早めに提出しましょう
- 申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成し、印刷して郵送などにより提出することができます

# 贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税の申告

問合先 岩見沢税務署

☎ 22局 0810

## 申告会場と受付日時

- 岩見沢税務署（2東4）
- 午前9時から午後5時
- 〔贈与税〕
- 3月15日(水)まで
- 〔個人事業者の消費税・地方消費税〕
- 3月31日(金)まで

## 相続税・贈与税・譲渡所得の個別相談

資産課税（相続税・贈与税・譲渡所得）に関する個別相談は、相談日を設けて事前予約を受け付けていますので、電話によるご予約をお願いします。

相談日 2月9日・16日・23日、3月2日・9日・16日・23日（いずれも木曜日）

予約受付 岩見沢税務署

☎ 22局 0810 音声案内「2」

※贈与税・譲渡所得（所得税）の申告のために来署される場合は、事前予約は不要です。